

国 総 建 第 3 3 2 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえるとともに、運用の明確化を図るため、「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を次のように改正する。

○ 別紙第二の二を次のように改める。

二 審査項目の細目

一(1)の譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるときには、譲渡人及び譲受人に係る年間平均完成工事高、年間平均元請完成工事高、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況、研究開発費の額、建設業の営業継続の状況、法令遵守の状況及び監査の受審状況の各審査項目については、譲受人が新たに設立される法人の場合は、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）別紙第二、二(2)の新設合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定し、譲受人が新たに設立される法人以外の場合は、同別紙第二、二(1)の吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。